

一項の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定（第六十七条の二第五項又は第六項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分）があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

（補償金の額についての審査請求の制限）

第七三条 第六十七条第一項、第六十七条の三第一項、第六十八條第一項又は第六十九條第一項の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七條第一項又は第六十七條の三第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

（補償金等の供託）

第七四條 第三十三條第二項（同条第四項において準用する場合を含む）、第三十三條の二第二項、第三十三條の三第二項、第六十八條第一項又は第六十九條第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 補償金の提供をした場合において、著作権者とその受領を拒んだとき。

二 著作権者が補償金を受領することができないとき。

三 その者が著作権者を確認することができないとき（その者に過失があるときを除く）。

四 その者がその補償金の額について第七十二條第一項の訴えを提起したとき。

五 当該著作権を目的とする質権が設定されているとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く）。

2 前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七條第一項、第六十七條の二第五項、第六十七條の三第一項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は第六十七條の二第一項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。